

第IV章

プランの推進

第Ⅳ章 プランの推進

1 推進体制

このプランに盛り込まれた施策を総合的かつ計画的に推進していくためには、市民の理解により連携して事業を展開することが必要なため、市民、団体、企業などと行政が連携して推進に努めます。

(1) 市民等による推進体制の整備

プランの推進にあたっては、市民をはじめ町内会などの各種団体や民間企業などの理解と協力が必要なため、情報の提供や市民意識の醸成や連携に努めます。

また、男女共同参画についての学習や理解促進をはかるとともに、プラン推進に係る意見を聴くなどのため、市民や関係団体の代表者、事業者などで構成する「市民等による推進組織」を整備します。

(2) 庁内推進体制の充実

「市民等による推進組織」と連携しプランの総合的な推進を図るため、「帯広市男女共同参画推進委員会」において、庁内関係部課が一体的に取り組みます。

また、市職員一人ひとりが男女共同参画の視点を持つよう情報の提供を行い、庁内における男女共同参画意識の啓発をはかります。

(3) 国・北海道などとの連携

国・道の動きと連携、協力し、効果的に施策をすすめるとともに、男女共同参画に関して自主的な取り組みを行っている団体などとの連携をはかります。

また、男女共同参画の推進には事業者の理解が不可欠なことから、情報提供などにより事業者との連携をはかっていきます。

2 進捗管理

(1) 市民・事業者意識調査の実施

市民や事業所の男女共同参画に関する意識や実態を把握し比較・検証するために、意識調査を実施します。

(2) プランの進行管理

プランに基づく施策の進行管理については、次の推進目標を用いるなどして進捗状況を把握していきます。

(3) 推進目標

基本目標	基本方向	目標の設定	現状(H19)	目標(H31)
1 人権の尊重と男女共同参画の実現に向けた意識の改革	(1) 男女平等の視点に立った教育の推進	男女共同参画セミナー・男女共同参画講座の延開催回数	57回 (H13~H20)	85回 (H22~H31)
	(2) 男女共同参画の啓発			
	(3) 女性の人権を尊重する認識の浸透	配偶者等からの暴力に係る相談件数	63件	89件
	(4) 女性に対するあらゆる暴力の根絶			
2 さまざまな分野への男女共同の促進	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進	審議会等への女性の参画率	31.5%	40.0%
	(2) 地域社会への男女共同参画の促進			
3 男女がともに働きやすい環境づくり	(1) 男女がともに働くための環境整備	育児休業制度を規定している事業所の割合	25.2%	31.0%
	(2) 就労における男女平等の促進			
	(3) 就業機会の促進	母子家庭等自立支援制度利用者の就労率	67.3% (H18~H20)	72.0%
4 多様な生き方を実現する環境づくり	(1) 母子保健の充実	乳児家庭への訪問率	37.6%	85.0%
	(2) 健康づくりの推進	健康相談の相談者数	489人	増加
	(3) 安心できる介護環境の整備	介護予防事業の参加者のうち、評価が向上・維持できた人の割合	92.3%	95.0%
		障害者雇用率を達成した企業の割合	43.8%	50.0%
	(4) 生涯学習の推進	帯広市教育委員会が開催する講座等の参加者数	22,590人	23,000人
		地域の指導者の登録者数	138人	190人

